

公立認定こども園運営形態等懇話会の実施について

1 趣旨・概要

多様化する教育・保育ニーズに対応し、幼児期の教育・保育の質の向上及び支援内容の拡充を図るため、公立認定こども園運営形態懇話会を開催し、おおぞら認定こども園の効果的・効率的な運営形態等に関する事項について意見交換を行った。

2 内容

(1) 菊川市認定こども園運営形態等懇話会委員

	選出区分	備考
1	学識経験を有する者	浜松学院大学短期大学部 幼児教育科 教授
2	学識経験を有する者	小中学校校長経験者
3	関係する地区の市民を代表する者	加茂地区
4	関係する地区の市民を代表する者	内田地区
5	子どもの保護者	おおぞら認定こども園
6	子どもの保護者	菊川中央こども園
7	子どもの保護者	内田小学校
8	子どもの保護者	加茂小学校
9	市内私立保育園又は認定こども園の代表者	菊川中央こども園
10	市内私立保育園又は認定こども園の代表者	みなみこども園

(2) 開催日程・内容

第1回 令和3年7月19日

議事：菊川市内の幼保施設、入所状況、公立園について

第2回 令和3年11月16日

議事：小笠北幼稚園の今後の計画について
定員数の推移
運営費のしくみ
民営化のメリット・デメリット

第3回 令和4年2月9日（書面決議）

議事：第2回の意見を振り返り
運営費の比較

第4回 令和4年6月16日

議事：運営方法による比較

民営化方法別のメリット・デメリット

民営化方法の事例

第5回 令和4年9月28日

議事：おおぞら認定こども園民営化検討人員について

運営費の比較

法人アンケート調査結果

子どもの数の予測

運営形態等検討スケジュール

(3) 運営方法の比較

パターン 項目		民営化		市
		① 社会福祉法人・学校法人へ移管	② 市が法人設立	③ 市直営
A. 設置・運営区分		民設民営		公設公営
		民間事業者が設立する法人	市が設立する法人	市直営
B. 職員配置基準		運営法人の形態が変わっても、職員配置基準は同じ		
C. 面積基準		運営法人の形態が変わっても、面積基準は同じ		
D. 保育の運営基準		保育所保育指針に基づく		
E. 職員の入替え		引継ぎ期間を経て2年で全員入替え	緩やかに入替え	—
F. 保育料		運営法人が変わっても、保育料の算定は変わりません		
G. 運営の独自性		法人の独自性・創意工夫を発揮	民間の柔軟性を取り入れながら、市の考えに沿った運営	市の考えに沿った運営
H. 職員の待遇		法人によって異なる	市の考えによって決定	市の基準
I. 新規事業への人の配置		民営化によって生み出された正規職員を新しい事業へ配置が可能	民営化によって生み出された正規職員を新しい事業へ配置が可能	新しい事業などへの正規職員の配置は困難
J. 国・県の補助	給付費	国・県の補助制度が活用可能		—
	施設整備	国・県の補助制度が活用可能		—
K. 民営化の場合の市の関与方法		公私連携型 保育所制度	公私連携型 保育所制度	—
L. 近隣市の導入実績		掛川市 他多数	牧之原市 東京都 国立市 他	—